

## 年金給付水準の見直しについて

2002年7月19日

社会保障審議会年金部会

神代和俊

私は、前回の年金財政再計算に関する年金審議会の審議に際して、参議院国民福祉委員会の参考人として、次のように述べた（2000年2月29日）。

「……1990年代の経済低迷・グローバリゼーションの中で噴出した諸問題に加えて、人口推計の精度（不確実性）、総人口及び労働力人口の減少に伴う経済成長率の鈍化の見通しなどをも考慮すると、国民の年金制度に対する不安を除去するためには、スウェーデンの1999年改正（拠出建て賦課方式の単一所得比例年金・最低保証付、経済調整スライド方式、平均寿命の伸びを給付に反映させる除数方式）に準じた抜本改正を、時期財政再計算に向けて準備すべきではないか。その場合、年金諸制度間の統合、とくに国民年金1号被保険者を統合できるかどうか、もっとも困難な政治課題となろう。いずれにせよ、わが国の現状では、『抜本改革』と現行制度からの実現可能な移行措置に関する検討がほとんどなされていない。したがって、現状では、まず今次改正を実現しておく必要がある。」

この見解は、基本的には今も変わらない。

さて、今回の改正審議に当たっては、基礎年金の国庫負担2分の1への引上げ、および年金保険料の引上げは、次期財政再計算の前提となる重要性を持っている。とくに、前者のための財源調達は、単に目先の単年度財源の問題ではなく、将来の年金財政全体に及ぶ試金石的重要性を帯びているから、スウェーデンの改革にならって、経済成長率の変動にリンクして自動的に給付を調整すること、寿命の伸長に伴って自動的に給付水準を引き下げる除数方式の導入などと合わせて、現行の給付水準そのものの見直しと絡めて行う必要があるのではないか。その場合、既裁定年金にまで見直しを及ぼすことができるかどうかは、憲法29条との関連において慎重に検討する必要があるが、私見では、見直しの必要性に関して、十分な公共性があると考えられる。

公的年金のあるべき水準を考える場合には、たんに生活保護基準との比較だけでなく、所得階層別の必要生計費水準（理論的な所得代替率）をも考慮すべきであろう。